

議第7号

高山市職員の給与に関する条例及び高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の給与に関する条例及び高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

家畜診療等の業務に従事する職員（獣医師）の処遇改善を行うため改正しようとする。

高山市職員の給与に関する条例及び高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>家畜診療所等において、家畜の診療、検診その他畜産の管理指導業務に従事する獣医師である職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員で市の規則で定めるものにあつては、月額60,000円を超えない範囲内の額を採用の日から20年以内の期間、採用の日（採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</u></p> <p>3 前2項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>4 前3項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p>

(高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和53年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

種類	手当の支給を受ける職員	手当の額
(1)の部・(2)の部 (略)		
(3) 医師手当	アの項～ウの項 (略)	
	エ 特別加算	市長が別に定める額
(4)の部～(7)の部 (略)		

種類	手当の支給を受ける職員	手当の額
(1)の部・(2)の部 (略)		
(3) 医師手当	アの項～ウの項 (略)	
	エ 特別加算	市長が別に定める額
(4) 獣医師手当	獣医師の免許を有し、家畜の診療、検診	1月 50,000円
	その他畜産の管理指導業務に従事した職員	
(5)の部～(8)の部 (略)		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。